

徳島市農業委員会総会 議事録

|       |  |
|-------|--|
| 1 とき  | 令和6年6月25日(火) 開会 午後 3時<br>閉会 午後 4時08分   |
| 2 ところ | 徳島市役所 13階 第一研修室  |
| 3 議長  | 会長職務代理者 植田 美恵子   |
| 4 出席者 | <p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>1番委員 岸本 昇 2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘<br/> 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治<br/> 7番委員 宮崎 学 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫<br/> 12番委員 坂東 賢二 13番委員 石田 幸夫 14番委員 植田美恵子<br/> 15番委員 廣瀬 長市 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁<br/> 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>3番委員 宮本 忠佳 5番委員 長谷川豊司 8番委員 原田 和彦<br/> 10番委員 奥田 雅之 11番委員 松浦 義幸 13番委員 岡田 敏明<br/> 15番委員 廣瀬 佳輝 16番委員 美間 亮 17番委員 近藤 和隆<br/> 18番委員 赤川 勉</p>   |
| 5 欠席者 | <p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>8番委員 久米 裕純 11番委員 板東美佐緒</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>なし</p>   |
| 6 欠員  | なし   |
| 7 傍聴者 | なし   |
| 8 議事  | <p>付議案件</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について<br/> 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について<br/> 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について<br/> 第4号議案 農地転用の事業計画変更申請の審議について<br/> 第5号議案 非農地証明願の審議について<br/> 第6号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について<br/> 第7号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(農地関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について</li> <li>2. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について</li> <li>3. 農地法第18条第6項の処理について</li> <li>4. 地目変更登記に係る照会に対する回答について</li> <li>5. 転用届出の取消について(5条届出)</li> </ol> |

(開会 午後3時)

事務局 それでは、定例総会を始めます。本日の議長は会長職務代理者の植田委員が務めることとなっております。進行をよろしく願います。

議長 ただ今から、令和6年6月徳島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える17名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号8番久米裕純委員、議席番号11番板東美佐緒委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号15番廣瀬長市委員と、議席番号4番野口俊廣委員の両名を指名します。よろしく願います。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしく願います。では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われまゝ。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後58aに至り、譲受人は対象地において、果樹の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後76aに至り、譲受人は対象地において野菜の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、農地と非農地との相互交換で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後26aに至り、譲受人は対象地において野菜の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後14aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地8筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後28aに至り、譲受人は対象地において、野菜、球根、果樹の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、八万地区で新規就農面談を行いました。

6番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後9aに至り、譲受人は対象地において、ニンジンの栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、応神地区で新規就農面談を行いました。

7番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後31aに至り、譲受人は対象地において、果樹の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地1筆の共有持

分 2 分の 1 の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後 144 a に至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

9 番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地 2 筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後 121 a に至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

10 番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地 1 筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後 378 a に至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

11 番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地 1 筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後 50 a に至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

12 番と 13 番は、譲受人が同一なので併せて説明させていただきます。譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、それぞれ農地 1 筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後 14 a に至り、譲受人は対象地において、野菜や果樹の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、北井上地区で新規就農面談を行いました。

第 1 号議案は以上 13 件で、対象地は、田 6,694㎡、畑 4,175.91㎡、合計 10,869.91㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、5 番の新規就農面談に参加していただいた、八万地区の大貝委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

大貝委員 今月 14 日の午後 2 時より、5 番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、私と譲受人側 2 名、事務局 2 名の 5 名です。

譲受人は、所有者の親類で対象地を整備し耕作をしていたとのこと。今回、将来のことを考えて名義を変更しようと考え、申請に至ったとのこと。譲受人は、対象地において、これまでも野菜、球根、果樹の栽培をし、ネット販売もしており、営農に問題はないと思われ。今回の申請が許可されれば、野菜、球根、果樹の栽培を行い、作物は、これまでどおりネット販売をしたいとのこと。

結論として、今回の 3 条許可については、八万地区の委員として、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして 6 番案件の新規就農面談に参加していただいた、心神地区の坂東委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

坂東委員 今月 13 日の午後 2 時より、6 番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、私と岡田推進委員、譲受人側 3 名、事務局 2 名の 7 名です。

譲受人は、大学生で、親戚が農業を継続することが困難になり、引き受け先を探していたところ、先祖代々の土地を他人の手に渡すことが、忍びないため、家族と一緒に引き受けようと考えて、申請に至ったとのこと。譲受人は、農業の経験がないものの、周辺の農家に、営農の方法は聞きながら行っていきたいとのことでした。もともと、地元にお住まいの方でもあり、営農に問題はないと思われ。今回の申請が許可されれば、ニンジンを中心に栽培を行い、自家消費と近隣住民に配る計画との

ことです。

結論として、今回の3条許可については、応神地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして12番と13番案件の新規就農面談に参加していただいた、北井上地区の赤川推進委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

赤川推進委員 今月12日の午後3時より、12番案件、13番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、私と政岡委員、譲受人側1名、事務局3名の6名です。

譲受人は、会社を経営しており、遊休農地の草刈などを請け負っているとのことです。今回、草刈だけでなく、実際に野菜などの栽培をしたいと考え、申請に至ったとのことです。譲受人は、農業の経験がないものの、対象地で、果樹や野菜の栽培を行っていきたいとのことでした。もともと、植えられている果樹の栽培を行うため、営農に問題はないと思われます。今回の申請が許可されれば、果樹や野菜の栽培を行い、将来的には販売したいとのことです。

結論として、今回の3条許可については、北井上地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見が無いようですので採決いたします。第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書4ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、露天農業用資材置場に転用するものです。しかし、本申請地は既に転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

2番の申請地は、集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である一時的な利用に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。申請人は、平成26年から申請地で営農型太陽光発電施設を設置しており、今回が4回目の一時転用の更新申請となります。営農作物は、ミョウガとカリフラワーです。それぞれの作物にあった遮光率となるようパネルを設置しており、知見を有する者からの意見書も提出されています。機械も自身で保有しており、収支の見込み書にも問題は見受けられません。前回の更新時は、収穫量が地域の平均単収の80%に満たなかったため、一時転用の期間を2年と短くしましたが、昨年の

収穫量が地域の平均単収の約80%となったことから、今回の転用期間は3年となっております。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、農地区分が甲種農地である2番案件については地区審査を実施しました。

第2号議案は、全2件で地目は、田が4.43㎡、畑が93.70㎡で合計が98.13㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場が89㎡、その他施設用地が9.13㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、2番案件の地区審査に参加していただいた、北井上地区の政岡委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

政岡委員 今月6日に2番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は赤川推進委員と私の委員2名、転用者側1名と事務局3名の合計6名です。

申請地は、国府町西黒田字北傍示と、国府町東黒田字朝日にあり、どちらも甲種農地に区分されるとのことです。対象地に営農型太陽光発電施設を設置し、下部の農地でミョウガとカリフラワーを栽培しています。前回の更新のときは、収穫量が基準に達しませんでした。が、昨年の収穫量は平均単収の約80%であり、品質も問題ないとのこと。すきとく市で販売しており、売上明細も提出されています。

結論として今回の転用許可申請については、下部の農地で営農の適切な継続が見込まれるため、北井上地区の委員は一致して、問題ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、特に御意見が無いようですので採決いたします。第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、1番を許可し、2番案件を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については1番を許可し、2番案件を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書5ページを御覧ください。

1番と2番は転用者が同一であるため併せて説明します。申請地は、いずれも公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、譲受人が太陽光発電施設に転用するものです。

3番と4番は転用者が同一であるため併せて説明します。申請地は、いずれも公共

投資の対象となっていない第2種農地に該当します。3番は所有権を移転し、4番は使用貸借権を設定して農家住宅に転用するものです。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、畜産業を営んでいる借人が牛舎に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用規模が大規模である5番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は全5件で、地目は、田が2,996.19㎡、畑が2,604.07㎡で合計が5,600.26㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地410.19㎡、その他施設用地が5,190.07㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願ひします

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思ひます。それでは、5番案件の地区審査に参加していただいた、北井上地区の政岡委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

政岡委員 今月12日に5番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は赤川推進委員と私の委員2名、転用者側2名と事務局3名の合計7名です。

申請地は、国府町東黒田字榎島にあり、第2種農地に区分されるとのことです。申請者は畜産業を営んでおり、リーストール牛舎を建築するとのことです。新設の牛舎内に搾乳ロボットも導入し、効率的に作業を行う計画です。取水は、打ち込みの井戸水を利用します。排水は、浄化槽及び沈殿槽を設け、既存の排水管を通じて放流するとのこと、地元土地改良区の排水同意書が提出されています。隣接地の間にはコンクリート擁壁があり、土砂の流出も心配ないとのことです。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、北井上地区の委員は、一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようです。採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案は全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第4号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、農地転用の事業計画変更申請について御説明します。議案書6ページを御覧ください。

1番は、露天資材置場として許可していたもので、変更内容は土地利用計画図の造成高について整地のみから碎石盛40cmへ変更し、西側境界について見切コンクリ

ートの新設からL型擁壁の新設に変更するものです。変更理由としましては、当初計画していた整地のみのみままだと車両が出入りする度に土砂が流出するためです。しかし、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きを事前にとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

2番は、露天資材置場として許可していたもので、変更内容は土地利用計画図の造成高について当初50cmから80cmに変更し、西側境界についてコンクリートブロックを設置し、北側境界については、法面施工から囲いフェンスに変更するものです。変更理由としましては、当該申請地は、以前はレンコン畑であったことから地盤がゆるくなっており、当初の計画で地盤を固めるのが困難となったためです。しかし、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きを事前にとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。以上、全案件につきましては、今回の変更に伴った資料一式が提出されており、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。

第4号議案は、2件で、地目は田のみ1,162.02㎡、転用目的の内訳は、駐車場・資材置場になります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第4号議案の農地転用の事業計画変更申請については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については、全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第5号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、非農地証明願について御説明いたします。議案書7ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は昭和34年頃より隣接する土地に居宅を建設した際に、農地であることを知らずに宅地の一部として利用されているとのことです。1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、昭和47年10月24日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は昭和35年以前より法人の事業用の作業場・資材置場等として、農地であることを知らずに利用してきたとのことです。2番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、昭和50年1月24日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は平成12年頃に農業用倉庫及び車庫を、農地であることを知らずに新築したとのことです。3番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成15年4月6日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請

地は平成元年から10年の間に倉庫として、農地であることを知らずに建築したとのことです。4番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成8年4月13日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第5号議案は4件で、対象地は田1,836㎡、畑493㎡、合計2,329㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第5号議案の非農地証明願については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。続きまして、第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてを開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明いたします。議案書8ページと9ページを御覧ください。

1番は、一部宅地への進入路が含まれている農地がありますが、当初より除外されています。また、9の農地の売却については、すでに税務署の照会文書からも除外されており問題ありません。そして前述以外のその他の農地は問題なく耕作を継続しております。

2番は、全ての農地で耕作を継続しております。

3番は、全ての農地で耕作を継続しております。

第6号議案は以上3件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田8,419㎡、畑31,625.26㎡、計40,044.26㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第6号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 意義なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第7号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、農用地利用集積計画について御説明します。それでは、議案書10ページを御覧ください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法等の

一部を改正する法律附則第5条第1項により従前の例によるとされた、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。

今月は新規設定が35件、再設定が45件で合計80件となっており、そのうち、賃貸借権が61件、使用貸借権が19件となっております。なお、40番について、新規就農面談を行いました。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から5番が、多家良地区6筆・5件、6番から12番が、勝占地区16筆・7件、13番が、八万地区9筆・1件、14番と15番が、上八万地区4筆・2件、16番が、入田地区1筆・1件、17番と18番が、不動地区2筆・2件、19番から27番が、応神地区16筆・9件、28番から33番が、川内地区20筆・6件、34番から46番が、国府地区22筆・13件、47番から68番が、南井上地区66筆・22件、69番から80番が、北井上地区32筆・12件となっております。

利用権設定については以上で、田62筆63,837㎡、畑132筆162,972.50㎡の合計194筆226,809.50㎡となります。

なお、35・39・41・43・47・49・51・56・67については農地中間管理機構を通じて使用貸借権の設定を行い、34・36・42・50・52・53・58・59・60・61・64・65・66・68・69・71・77・80については農地中間管理機構を通じて賃貸借権の設定を行いました。

第7号議案の農用地利用集積計画についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、40番の新規就農面談に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月6日の9時30分から40番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は美間推進委員と私の委員2名と、借受人1名、事務局3名の6名です。

借受人は、松山市の祖父母が農業を行っており、手伝いをしながら、農業に接していたそうです。徳島で、自家消費するために耕作する農地を探していましたが、農地の貸借希望リストを閲覧し、耕作したい農地があったため、今回、利用権を設定に至ったものであります。当面は、家族で食べるために野菜を栽培し、先には、こども食堂に提供していきたいとのことです。

結論として、兼業で自家消費するために耕作をするとのことで、耕作していない農地を草刈りから行き、野菜の栽培をしようとしているため、利用権の設定は問題なく、貸主や周辺農地への影響を考慮しながら、今後も、耕作してもらいたいとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第7号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

- 全委員 異議なし
- 議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を承認することに決定いたしました。  
引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは報告事項について説明します。  
それでは、議案書22ページと23ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得7件受理しました。  
議案書24ページを御覧ください。2番は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。2件受理しました。  
議案書25ページを御覧ください。3番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。5件受理しました。  
議案書26ページを御覧ください。4番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。4件回答しました。  
議案書27ページを御覧ください。5番は、転用届出の取り消し、5条についてです。1件受理しました。報告事項の説明については以上です。
- 議長 報告は以上ですが、何か御意見等はありませんか。  
それでは、以上をもちまして、令和6年6月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は7月30日火曜日の開催予定となっておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。